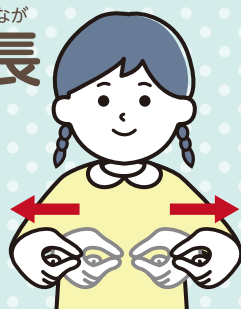


き ひと き ひと
聞こえる人も聞こえない人も
とも い
共に生きる

なが さき けん しゅ わ げん ご じょう れい
「長崎県手話言語条例」

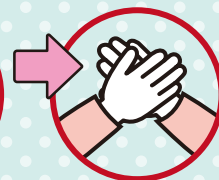
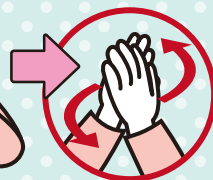
なが
長



さき
崎



けん
県



しゅ わ
手話



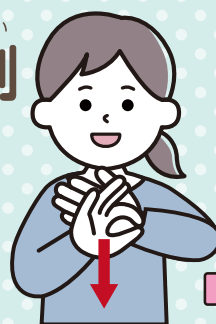
げん ご
言語



手を前に
2回



じょう れい
条例



しゅわ しゅし からだ うご ひょうじょう しかく つか かいわ
手話は手指や体の動き、表情など視覚を使って会話をするひと
げんご
つの「言語」です。

ながさきけん しゃ ふく けんみん そうご じんかく こせい
長崎県では、ろう者※を含むすべての県民が、相互に人格と個性
そんちよう あ ぎょうせい ちいき しゃかい じつげん
を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現する
れいわ ねん がつ ながさきけん しゅわ げんご じょうれい せいてい
ため、令和6年4月に長崎県手話言語条例を制定しました。

しゃ ちょうかくしょうがいしゃ しゅわ げんご しょう にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな かた
※ろう者とは、聴覚障害者のうち、手話言語を使用して日常生活又は社会生活を営む方です。

なが さき けん しゅ わ げん ご じょうれい ～長崎県手話言語条例とは～

じょうれい しゅわ げんご にんしき もと げんご しゅわ にんしき ふきゅう しゅわ げんご かん
条例は、手話が言語であるとの認識の下に、言語としての手話の認識の普及について、手話言語に関する
きほん りねん さだ けん せきむ なら けんみん しょうがいしゃかんけいだんたいおよ じぎょうしゃ やくわり あき しゅ
る基本理念を定め、県の責務並びに県民、障害者関係団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、手
わ げんご かん しざく ひつよう きほんてき じこう さだ しや ふく けんみん きようせい
話言語に関する施策に必要な基本的事項を定め、もって、ろう者を含むすべての県民が共生することの
ちいきしゃかい じつげん もくてき
できる地域社会を実現することを目的としています。

わたし やく わり 私たちの役割

けん 県

しゅわ もの きょうりよく え しゅわ ふきゅう かん しざく すいしん つと
手話ができる者の協力を得て、手話の普及に関する施策の推進に努めます。

けんみん 県民

しゅわ たい りかい ふか しゅわ ふきゅう かん しざく きょうりよく
手話に対する理解を深めるとともに、手話の普及に関する施策に協力する
つと
よう努めましょう。

しょうがいしゃかんけいだんたい 障害者関係団体

けんみん じぎょうしゃとう しゅわ たい りかい ふか ひつよう けいはつおよ ちしき
県民、事業者等の手話に対する理解を深めるために必要な啓発及び知識の
ふきゅう つと
普及に努めましょう。

じぎょうしゃ 事業者

しゅわ た しや りよう ていきょう つと
手話その他のろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めましょ
う。

じょうれい もと けん きほんてき とりくみ 条例に基づく県の基本的な取組

けんみん しゅわ まな きかい かくほ
◎県民が手話を学ぶ機会の確保

ちょうかくしょうがい ひと にゅうよう じ き しゅわ かくとく きかい かくほ
◎聴覚障害のある人が乳幼児期から手話を獲得する機会の確保

しゅわ もち じょうほうはっしん
◎手話を用いた情報発信

しゅわ つうやく おこな じんざい いくせい
◎手話通訳を行う人材の育成

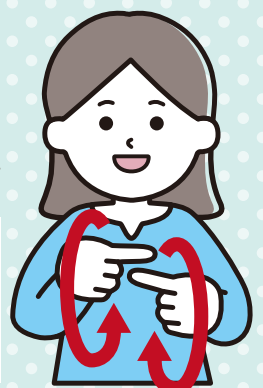
がっこうきょういく しゅわ ふきゅう とりくみ しえん
◎学校教育における手話の普及のための取組への支援

じょうれい ぜんぶん ながさきけん けいさい
条例の全文は、長崎県ホームページに掲載しています。

みぎ よ こ
右のQRコードをバーコードリーダーで読み込むとアクセスできます。

じょうれい ぜんぶん しゅわ せつめい どうが えつらん
条例の全文を手話で説明した動画も閲覧することができます。

しゅわ
手話



手話を覚えよう！

手話と親しむために身近なものから覚えて積極的に使ってみましょう。

おはよう



こめかみにあてた
みぎて
右手こぶしをおろす。
あさ ひょうげん
〔朝〕を表現



りょうて ひとさ ゆび
両手の人差し指を
む あ ま
向かい合わせて曲げる。
ひょうげん
〔あいさつ〕を表現

こんにちは

ひとさ ゆび なかゆび
人差し指と中指を
た ひたい
立てて額にあてる。
ひる ひょうげん
〔昼〕を表現



ひょうげん
〔あいさつ〕を表現

こんばんは



て まえ む りょうて
手のひらを前に向けた両手を
め まえ こうさ
目の前で交差させる。
よる ひょうげん
〔夜〕を表現

ひょうげん
〔あいさつ〕を表現

よろしくお願いします



みぎて
右手のこぶしを
はな
鼻にあてる。
ひょうげん
〔よい〕を表現



て ひら あたま
手を開き頭を
さ
下げながら
て まえ だ
手を前に出す。
ねが ひょうげん
〔お願い〕を表現

ありがとう

ひだりて こう
左手の甲に
みぎて の
右手を乗せて
うえ あ
上に上げる。



あたま
頭はおじぎを
するように
かる さ
軽く下げる。

手話以外のコミュニケーション

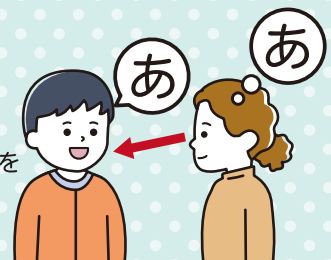
筆談

ちよう ぶんしよう
ノートやメモ帳などに文章を
か
書きながら会話をしましょう。
みじ ぶんしよう か
短くわかりやすい文章を書く
ようにしましょう。



口話

くち うご よ
口の動きを読みとって
もらえるよう、はっきり口を
うご
動かしながらゆっくり
かいわ
会話をしましょう。



電子機器

さいきん おんせいにんしき て が
最近、音声認識や手書きが
できるアプリ等もあります。

身振り

み ぶ
身振り(ジェスチャー)をしてこちらが
ひょうげん
伝えたいことを表現しましょう。

ちょうかくしょうがい 聴覚障害のある人たちのことを知ろう

ろう者

手話言語しゅわ げんごを使用して日常生活にちじょうせいかつを営む人です。音声言語おんせいげんごで会話かいわができない人が多く、筆談ひつだんなどの文章ぶんしょうを読むのが苦手な人もいます。

難聴者

主に耳が聞こえにくい人のことおも みみ きです。補聴器ほちょうき等を用いて音声言語おんせいげんごで会話する人もいますが、手話や筆談でコミュニケーションしゅわ ひつだんをとる人もいます。

中途失聴者

後天的に耳が聞こえなくなっこうてんてきた人です。音声言語で会話する人も多いですが、聴覚障害のため、手話や筆談等のコミュニケーション手段が必要です。

き 聞こえないことで困ること こま

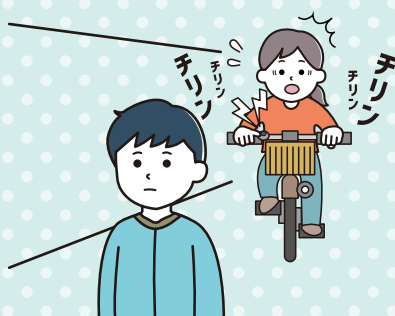
おと 音による情報が入りにくい

アナウンスが聞こえず、電車の遅れや運休などの状況がわかりません。



しゅうい 周囲の状況がわからない

車のクラクションや自転車のベルなどが聞こえず、路上で危険な目にあうことがあります。



こえ 声をかけられても気づかない

声をかけられても気づかず「無視された」と誤解されることがあります。



耳が聞こえない・聞こえにくい人すべてが手話を使えるとはかぎりません。

どのくらい聞こえるかも人によってさまざまです。

手話や筆談のほか、身振りや口話（口の動き）、指差しも一つの方法です。

「伝えたい」、「相手の伝えたいことを知りたい」という気持ちが大切です。

【発行】長崎県福祉保健部障害福祉課 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
【電話】095-895-2453 【ファックス】095-823-5082



【協力】一般社団法人長崎県ろうあ協会
長崎市橋口町10-22 長崎こども・女性・障害者支援センター 3F 長崎県聴覚障害者情報センター内
【電話】095-847-2681 【ファックス】095-847-2572